



壬生町公示第21号

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び壬生町税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

この公示送達に係る関係書類は、壬生町総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

令和8年7月10日

壬生町長 小 菅 一 弥



送達する書類の名称      配当計算書（謄本）・充当通知書

送達を受けるべき者の氏名

松本 晶夫